

盛土規制法の説明会を開催します

趣旨・目的

令和3年7月静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害などを受けて、盛土等により災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日から施行されました。

同法に基づく規制区域が定められると、一定規模以上の盛土等を行う場合には、あらかじめ函館市長の許可などが必要になりますことから、今回説明会を開催します。

説明会開催日程

【1回目説明会 事業者対象】

日時： 令和7年2月4日(火) 14:00 開始

場所： 函館建設業協会 3階 講堂 （函館市大森町 19-6）

駐車場： 先着 20 台程度あり（無料）

※事業者の方対象の説明会となりますが、一般市民の方の参加も可能です。

【2回目説明会 事業者対象】

日時： 令和7年2月5日(水) 14:00 開始

場所： 函館建設業協会 3階 講堂 （函館市大森町 19-6）

駐車場： 先着 20 台程度あり（無料）

※事業者の方対象の説明会となりますが、一般市民の方の参加も可能です。

【3回目説明会 一般市民の方対象】

日時： 令和7年2月13日(木) 14:00 開始

場所： 函館市消防本部 5階 防災多目的ホール （函館市東雲町 5-9）

駐車場： 車は、市役所一般駐車場にお駐めください。

駐車券は、会場までお持ちください。会場に駐車料金が無料になる認証機を設置します。

※一般市民の方対象の説明会となりますが、事業者の方の参加も可能です。

【4回目説明会 一般市民の方対象】

日時： 令和7年2月14日(金) 15:00 開始

場所： 函館市楳法華総合センター 2階 大ホール （函館市新浜町 156-1）

駐車場： 楳法華支所駐車場あり（無料）

※一般市民の方対象の説明会となりますが、事業者の方の参加も可能です。

既に規制区域内で宅地造成、特定盛土等および土石の堆積を行っている工事主は、その指定のあった日から、21日以内に市長に工事の届出を行う必要があります。

規制区域(候補区域)の確認はこちら→



説明会会場のご案内は、裏面をご覧ください

★ホームページでも、ご案内しています★

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024121800019/>

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024110800013/>

お問合せ先

函館市都市建設部都市整備課

電話 0138-21-3367

説明会会場のご案内

- ・ 函館建設業協会
函館市大森町19-6



- ・ 函館市消防本部
函館市東雲町5-9



- ・ 函館市楸法華総合センター
函館市新浜町156-1

